

プロジェクト **企業会計基準諮問会議からの報告**項目 **新規テーマに関する提言**

---

別紙は、2024 年 11 月 29 日に開催された第 52 回企業会計基準諮問会議で決定された貴委員会への新規テーマに関する提言である。

(別紙)

2024年12月3日

企業会計基準委員会  
委員長 川西 安喜 殿

企業会計基準諮問会議  
議長 石原 秀 威

## 企業会計基準諮問会議 新規テーマに関する提言

2024年11月29日に開催された第52回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）において審議の結果、以下のとおり、貴委員会の審議テーマに関する提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

### I. 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

- 第52回基準諮問会議（2024年11月29日開催）において、全国銀行協会より、実務対応レベルのテーマとして本テーマの提案があった。企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（以下「SPC」という。）の場合には、当該SPCが発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の認識の要件を適用する（金融商品会計基準（注4））とされているが、証券か貸付金かの形態に応じて消滅の認識の要件の適用が異なる実務があるとされ、提案者からSPCに対して貸付が行われている場合の当該要件の適用の明確化が提案された。
- 基準諮問会議事務局では、SPCが発行する証券の保有者だけでなくSPCに対する融資者も金融資産から生じる収益を享受している場合に、譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識をどのように評価するかという点が本質的な課題と考えて分析を行った。その結果、本件への対応として、証券に対する取扱いを貸付金に類推適用することが可能と考えて会計基準の開発は不要とする（案1）と、そのような類推適用が可能かは明確でないとして会計基準の開発を行うとする（案2）を考えたが、仮に（案2）であっても、本件は広

範な影響があるとはいえ、貴委員会のリソースを使う必要性は必ずしも高くないと考えられたことから、本テーマを貴委員会に提言しないことが提案された。

3. 第 52 回基準諮問会議では、基準諮問会議事務局の提案を踏まえて検討が行われたが、「証券」に対する消滅の認識の要件の取扱いを貸付金に類推適用できるかについて、様々な考え方があるのではないかとの指摘があり、また、本件は必ずしも金融機関に限られない広範な影響がある可能性があるとの指摘があったことから、会計基準の開発により当該要件の適用の明確化が必要と考えられた。このため、本テーマを貴委員会に提言することについて基準諮問会議委員の意見を確認した結果、議長としてコンセンサスが得られたと判断し、貴委員会に新規テーマとして提言することとした。

以 上